

青梅市自治会連合会第八支会規約

(昭和41年5月4日制定)

(名称および事務局)

第1条 本会は、青梅市自治会連合会第八支会（以下「第八支会」という。）と称し、事務局を青梅市師岡町3丁目9番地の6東青梅市民センター内に置く。

(組織と目的)

第2条 第八支会は、東青梅、根ヶ布、師岡町の各自治会をもって組織し、会員相互の連絡と親睦を図り、地区内自治行政を円滑に運営し、合わせて市行政に協力することを目的とする。

(役員)

第3条 第八支会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支会長 | 1 名 |
| (2) 副支会長 | 2 名 |
| (3) 会計 | 1 名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2 名 |

2 前項第1号の役員は自治会長または自治会長経験者（以下「自治会長等」という。）のうち役員会の推薦する者、前項第2号から第5号までの役員は自治会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 支会長は青梅市自治会連合会（以下「連合会」という。）の会計または常任理事に、副支会長は連合会の理事または会計監事に推薦する。

(役員任期)

第4条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第5条 支会長は支会を代表し会務を統轄する。

2 副支会長は支会長を補佐し、支会長に事故あるとき、または、欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、会計事務を掌理する。

4 理事は、会務を執行する。

5 監事は、会計を監査する。

(顧問および相談役)

第6条 第八支会に顧問および相談役（以下「顧問等」という。）をおくことができ

る。

2 顧問等は支会長経験者とし、役員会の推薦する者を支会長が定期総会で委嘱する。

(機 関)

第7条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総 会)

第8条 総会は定期総会および臨時総会とし、役員および自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回4月に開き、臨時総会は必要に応じ支会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第9条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員承認

(4) 事業計画および予算の議決

(5) その他必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は役員全員をもって構成し、支会長が招集する。

2 役員会の議長は支会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第11条 総会および役員会は、構成員の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決する。

(会 計)

第12条 第八支会の経費は、地区内自治会の負担金および寄付金その他の収入をもってあてる。

2 第八支会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第13条 この規約を改廃しようとするときは、第11条第2項の規定にかかわら

ず、構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(雑 則)

第14条 この規約に定めのないものは、役員会の議を経て支会長が定める。

付 則

この規約は昭和41年5月 4日から執行する。

〃 昭和46年5月 5日から執行する。

〃 昭和47年4月22日から執行する。

〃 昭和53年4月28日から執行する。

〃 平成18年3月30日から執行する。

〃 平成25年4月18日から施行する。